

# 令和8年度 石垣中学校部活動規定

## 第1条 「ねらい」

部活動は部員間の望ましい人間関係を深め、自発的、自治的な生活態度を養うと共に、豊かな心を育て、個性の伸長および技能の向上を図ることをねらいとする。

## 第2条 「部の結成・廃部」

- 1 部の設置・統廃合・新設・廃部は、職員会議の承認を得るものとする。
- 2 部を新設する場合は、原則として発起人を中心に5名以上もしくは、1チーム分の人数をそろえて「新規部活動申請書」を届け出るものとする。
- 3 2年間、4人以下もしくは1チーム分の人数を確保できなくなった場合は廃部とする。また、中体連夏季大会後の新チームがゼロ人の場合は、翌年から廃部とする。

## 第3条 「入部・退部・兼部」

- 1 入部は、保護者および本人署名捺印の上、学校様式「入部届け」を担任へ提出する。
- 2 前年度から同じ部活動を継続する場合は、学校様式「継続届け」を担任へ提出する。(2,3年生)
- 3 退部は、保護者および本人署名捺印の上、学校様式「退部届け」を顧問へ提出する。退部指導にあたっては、担任および顧問教師と十分話し合いのうえ、慎重を期して行う。
- 4 兼部は、運動系と文化系の1部ずつのみ認める。双方の部活顧問と十分な話し合いを持ち、計画的な活動を行うこととする。

## 第4条 「部の顧問」

- 1 本校職員の中から学校長が委嘱するものとする。
- 2 原則として本校職員である。
- 3 石垣市教育委員会及び学校長が認めた「部活動指導員」を顧問に置くことができる。
- 4 体育科より部活動担当者を選任し、体育館使用時間割の作成や部顧問会等を行い、円滑な活動を行う。
- 5 部顧問会は、校長及び生徒指導主任を交え、必要に応じて開催する。

## 第5条 「部活動外部指導者（外部コーチ）」

- 1 各部には、必要に応じて部活動外部指導者（外部コーチ）を置くことができる。
- 2 顧問は、「部活動外部指導者（外部コーチ）規定」により人選を行い、学校長と面談の上委嘱状を交付するものとする。任期は1年間の更新制とする。
- 3 4月1日から結成集会までの期間を、依頼調整期間とする。但し、結成前に大会、コンクール等がある場合は、その限りではない。

## 第6条 「部活動」

- 1 学校・生徒会・学年・学級・家庭の諸活動を優先して行うものとする。
- 2 顧問または部活動指導員、外部コーチの指導の下、安全管理を十分行うものとする。
- 3 原則として、平日1日（水曜日）、土・日曜日のいずれか1日を部活動休息日とする。
- 4 下記の日は、原則練習停止日とする。但し、学校行事等前後、大会直前、強化練習があるときにはその限りではない。  
・子どもの日 ・旧盆（ウークイ） ・12/29～1/3 ・旧十六日祭 ・家庭の日（第3日曜）
- 5 休日の練習時間は3時間程度とする。
- 6 早朝練習は、保護者の承諾と校長の許可を得て実施できる。
- 7 練習試合は、顧問または部活動指導員の引率の下で行う。
- 8 部活動中は、安全に気をつけ、熱中症対策もしっかりと取り組む。
- 9 部室は、整理・整頓に努め清潔に使用する。使用状況が酷い場合は使用禁止もあり得る。
- 10 携帯電話は持ち込まない。但し、対外試合などで顧問が必要と判断した場合のみ認める。
- 11 部活終了後の完全下校時刻（活動終了時刻、校門から出る時刻）は次のとおりとする。  
①2月～11月（18:15活動終了→18:30完全下校）  
②12月と1月（17:45活動終了→18:00完全下校）

## 第7条 「大会およびコンクールへの参加」

- 1 大会、コンクールへの参加は、保護者の承諾および学校長の許可を得て行うものとする。

- 2 引率は、顧問、部活動指導員及び委託された教師がつくものとする。
- 3 顧問は大会終了後、石垣市派遣費補助申請を速やかに行うこととする。

#### 第8条 「合宿」

- 1 顧問は、合宿計画書の下、保護者の承諾および学校長の許可を得て行うことができる。
- 2 合宿計画書は、原則として1週間前までに学校長へ提出するものとする。

#### 第9条 「教育的処置」

- 1 部員がきまりを守れなかった場合は、教育的措置を行う。
  - (1)問題行動（飲酒、喫煙、暴力、深夜徘徊、窃盗、万引き等の触法行為）は、速やかに部顧問会を開き、対応を協議する。
    - ・本人、全体の部活動停止
    - ・対外試合、コンクールの参加の有無
    - ※学校行事への参加方法、その他の懸念事項対応等は学年で対応を協議する。
  - (2)校内問題行動（度重なる校則違反、SNSトラブル、いじめ、ケンカ、暴力、故意による器物損壊等）も、部顧問会を開き、対応を協議する。
    - ・関わった生徒のみ部活動停止とその間の奉仕活動、反省日誌等
    - ・部員が複数名いる場合や事案の内容により、(1)と同様の処置を行う。
- 2 再三指導しても改まらない生徒については、学校長判断により退部させることもあり得る。
- 3 教育的措置の対応内容については、速やかに全職員へ報告する。

#### 第10条 「部活動の始業と修了」

- 1 部活の始業
  - (1)4月の職員会議で新顧問の決定と校長からの委嘱を行う。
  - (2)顧問と部員の顔合わせ（部活動の目標、年間計画、約束等の確認等）
  - (3)部活始め（入部届け・継続届けを提出）
- 2 部活の修了
  - (1)3月の修了式・離任式の日。
  - (2)春休み期間中の活動は、各顧問裁量で通常通り行うことができる。
  - (3)顧問が転勤する場合は、新顧問が決まるまで留任職員で対応する。  
（転勤する顧問は、春休み期間中の活動計画を留任職員に依頼すること）

#### 第11条 「その他」

- 1 金銭徴収は、部顧問の責任で行い、年度修了に校長へ会計簿の写しを提出する。
- 2 中体連大会、中文連大会、諸コンクールなど1ヶ月前から、学校施設を原則として外部団体に借用させないものとする。
- 3 部長会について
  - (1)自発的、自治的な部活動の充実をめざすと共に各部の情報交換の会とする。
  - (2)必要に応じて、開催する。
- 4 新学年度の部活動のスタートにあたっては、保護者参加の上、「部活動結成集会」をもち、「本校部活動規定」について十分理解を深めるものとする。
- 5 各部とも、部員名簿を作成し、部活動開始前には出欠の確認を行うものとする。
- 6 部活動顧問は、「学習面」、「生徒指導面」での取り組みも学級担任と連携を密にして行う。
- 7 小学6年生の体験部活動について、小学校卒業式の翌日から受け入れ可能とする。但し、「部活動承諾書」を提出した児童に限る。受け入れ部活動顧問は細心の注意をはらい安全に配慮する。また、部活動の状態に応じて受け入れを行わないこともできる。
- 8 賞状と大会申込表は、顧問が保管する。（表彰朝会や通知表、指導要録等に使用）※写しも可
- 9 大会等終了後、顧問は学校長に戦績報告を行う。併せて実績入力する。【62\_実績入力→R8】

#### 「付則」

- 1 この規定は1971年4月から施行する。
- 2 この規定は2018年2月に改定し、2018年4月1日から施行する。
- 3 この規定は2019年2月に改定し、2019年4月1日から施行する。
- 4 この規定は2023年2月に改定し、2023年4月1日から施行する。
- 5 この規定は2024年3月に改訂し、2024年4月1日から施行する。
- 6 この規定は2025年2月に改定し、2025年4月1日から施行する。

# 石垣中学校部員の心得

- (1) 動作はいつも機敏にし、時間のけじめをつけよう（タイムマネジメント向上）
  - ①きびきびした動作
  - ②始めと終わりの時間の厳守
  - ③時間内に最大の効果を上げる
- (2) 部活動生活や普段の生活の礼儀を身につけよう（応援される選手へ）
  - ①明るく元気のあるあいさつ
  - ②はきはきとした応答と丁寧な言葉使い
  - ③清潔感のある身だしなみ
- (3) 施設・用具を大切にしよう（原状回復の精神）
  - ①運動場、体育館、テニスコート等は私たちの心身を鍛える場所である
  - ②用具類の整理整頓、保管と補修はきちんと行う
  - ③使用後はしっかりと清掃をし、翌日の授業に差し支えないようにする
  - ④部室内及び周辺の実美化に努める
- (4) 部活動と学習を両立させ、意義のある中学生活にしよう（校訓 文武両道）
  - ①部活動時間の厳守と計画性のある家庭学習を心がける
  - ②どちらが欠けても自分は成長しないという意識をもち、自覚して行動する
- (5) 学校行事や学級の仕事を優先させ、他に迷惑をかけないようにしよう
- (6) 試合や発表会では学校代表としての自覚を持ち、生活態度や行動には十分気をつけ他の模範となるようにしよう
- (7) 正・副部長（キャプテン）は顧問と常に連絡を取り、指示を受けて活動しよう
- (8) 部員は顧問、正・副部長の指示のもとに、活動計画に従って自主的、自治的に活動しよう
- (9) 活動場所やその周辺の清掃活動を積極的に行おう
- (10) 部活動顧問の指示に従い、感謝の気持ちを持とう

## <部活動重点目標>

### 【 走る 】

- (1) 一生懸命走る
- (2) 目標タイムを決めて走る
- (3) 声を掛け合い走る

### 【 あいさつ 】

- (1) 先にあいさつ
- (2) 立ち止まってあいさつ
- (3) 元気よく笑顔であいさつ

### 【 磨く 】

- (1) 心を磨く
- (2) 技を磨く
- (3) 場を磨く

# 部活動外部指導者（外部コーチ）規定

## 第1条

本規定は、本校部活動規定の第5条「部活動外部指導者（外部コーチ）」（以下、外部コーチ）に基づき、外部コーチに関することを定め、部活動の活性化と円滑な運営を図ることをねらいとする。

## 第2条

- 1 監督（部顧問）の推薦を受け、職員会議で審議し、学校長から委嘱する。
- 2 他校の中学校・高等学校の外部コーチは兼任することができない。
- 3 年度途中で変わる場合や途中で委嘱する場合も1に準ずる

## 第3条

心身共に健康で生徒からも信頼され、社会人としても尊敬されるように努める。

## 第4条

ボランティアの精神に基づき、監督との人間関係を大切にし、監督の指導計画の基で指導にあたる。

## 第5条

石垣中学校の生徒心得や、学校教育目標および部活動のきまりを理解し、生徒の健全育成に努める。

## 第6条

監督と共に研修を深め、適切な目標を設定し、正しい指導方法で指導に当たる。

## 第7条

原則として、地区大会・連盟主催大会・県大会・九州大会等への選手の引率者としての派遣はしない。

## 第8条

委嘱期間は原則として、1年間とし再委嘱することができる。但し、監督および生徒との信頼関係を失った場合は、学校長は委嘱を解くものとする。

## 第9条

監督と共に安全面に充分配慮して指導にあたるが、万一指導中に事故が生じた場合は、傷害保険金の範囲以内で事故に対する保障をするものとする。

## 第10条

本規定運用の細部については、職員会議に諮って、学校長が定めるものとする。

## 第11条

スポーツ障害保健に加入するものとする。（保険料はPTA会費より負担）

付 則           この規定は平成20年4月より施行する。  
                  この規定は平成30年2月14日に改定し、平成30年4月1日から施行する。  
                  この規定は令和7年年2月19日に改定し、令和7年4月1日から施行する。